

老齢基礎年金の繰り上げ、繰り下げについて

繰り上げ支給

老齢基礎年金は原則として65歳から受けることができますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰り上げて受けることができます。

しかし、繰り上げ支給の請求をした時点(月単位)に応じて年金が減額され、その減額率(最大で30%)は一生変わりません。また、繰り上げ請求した後では障害基礎年金の支給を受けることはできなくなります。そのほかにも不利益な点が多いので、注意が必要です。

繰り下げ支給

希望すれば66歳以降に増額した老齢基礎年金を受けることができます。

繰り下げ請求をした時点(月単位)に応じて年金が増額され、その増額率(一月で0.7%、最大で42%)は一生変わりません。ただし、遺族年金等、他年金の受給権がある場合、繰り下げ請求ができません。また、振替加算については、増額の対象になりませんが、繰り下げ待機中は受けることができます。

支給開始は請求した翌月からとなり、必ず70歳到達月未までに請求してください。

平成23年度の年金額の変更(減額)になりました。

- 老齢基礎年金 788,900円(満額)
障害基礎年金 986,100円(1級)
986,900円(2級)
平成23年度の月額保険料は月額15,020円になりました。

問い合わせ

南国年金事務所
08818641111
市役所市民保険課

学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳になると国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられますが、学生は申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

対象者

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校など(夜間・定時制課程や通信制課程も含む)に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が18万円以下の人(平成22年度の所得基準)

※扶養親族等がある場合や社会保険料控除等がある場合は、その数や金額に応じた額が加算されます

承認期間
23年4月から24年3月まで
承認を受けた期間は...

承認を受けた期間は...

老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。将来受ける年金額を満額に近づけるためにも、10年以内にさかのぼって納付(追納)しましょう。

申請手続き

市役所市民保険課・国民年金窓口にて申請してください。
※申請は毎年度必要です。申請が遅くなると、万が一の時に障害基礎年金等が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

申請に必要なもの

年金手帳、学生証の写しまたは在学証明書、印鑑(本人署名の場合には不要)など

前年度に学生納付特例の申請をされた方で、申請書に卒業予定日を記入し、23年度も在学中の方については、申請ハガキを送りますので簡単な記入で申請することができます。

問い合わせ

南国年金事務所
08818641111
市役所市民保険課

健康

小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの接種再開

右記のワクチンについては、接種後の死亡例が報告されましたが、4月1日から接種を再開する見込みとなりましたのでお知らせします。

問い合わせ

市役所健康対策課

子宮頸がん予防ワクチンの初回接種を調整します

平成23年1月から、中学1年生・高校3年生の女子に対する助成が始まりました。子宮頸がん予防ワクチン。現在ワクチンが

健康

このため、すでに接種された方の2回目・3回目の接種間隔を守るため、ワクチンを確保しており、初回接種希望者への接種が困難な状況になっています。夏頃から接種が可能となるようです。これから接種を希望される方は、今しばらくお待ちください。

接種間隔

接種2回目: 初回接種後の1カ月後

接種3回目: 初回接種後の6カ月後

※通常3回筋肉内注射

問い合わせ

市役所健康対策課



その他

登記・供託オンライン申請

登記所(法務局)に出向かなくてもオンラインで簡単に登記事項証明書を請求できます。

手続きはかんたん(かんたん証明書請求)

- ① インターネットが使えるお手持のパソコンで、申請者情報登録(初回のみ)
② 登記・供託オンライン申請システムにログイン。登記事項証明書送付請求書を作成(特別な環境設定はいりません)
③ 請求書を送信して、手数料を送付していただく、登記事項証明書等が郵送されます(手数料の納付は、インターネットバンキングやATMで電子納付していただきます)

登記事項証明書は、窓口申請の場合1通700円ですが、オンライン申請の場合1通570円とお得です。

詳しくは、登記・供託オンライン申請システム「のホームページをご覧ください。」

ホームページ http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/index.html

平成23年4月からは障害年金の加算範囲が拡大されます。

これまでは障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子さまがいる場合、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っていましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子さまがいる場合にも届け出によって加算を行うことになります。

拡大される加算範囲の内容について

◆平成23年4月1日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子さまを有している場合には、法施行時(※)から加算の対象となります。
※平成23年3月31日における生計維持関係を確認することとなります

◆平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子さまを有することとなった場合は、その事実が発生した時点(※)から加算の対象となります。
※婚姻、出生等の事実が発生した日における生計維持関係を確認することとなります

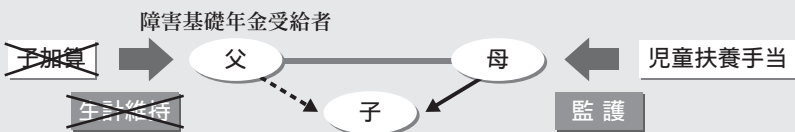


障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

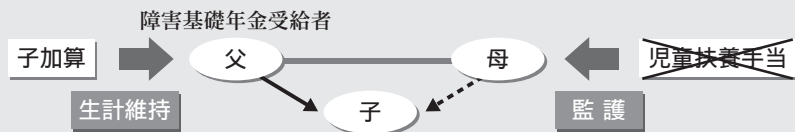
このたびの法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、お子さまが障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子さまの間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

◆子加算より児童扶養手当額が多い場合の取り扱い(今回の新たな取り扱い)



◆子加算が児童扶養手当額より多い場合の取り扱い(従来と同じ)



※児童扶養手当額法の併給調整規定に基づき停止

◆それぞれの支給月額下表のとおり

Table with 4 columns: Category, 1 person, 2 people, 3 people or more. Rows: Disability Pension Addition, Child Allowance.

◆具体的な受給例は以下のとおり

- 児童が3人で1人目の児童扶養手当月額が41,550円の場合
・1人目は、児童扶養手当額>子加算額のため、児童扶養手当を受給
・2人目は、児童扶養手当2人目額<子加算1人目額のため、子加算を受給
・3人目は、児童扶養手当2人目額<子加算2人目額のため、子加算を受給

▶問い合わせ 【障害年金加算改善法について】お近くの年金事務所および市役所市民保険課国民年金担当窓口
【児童扶養手当額や児童扶養手当制度について】市福祉事務所

広報のこ意見

朝しんじは野菜が摂れて、簡単に作れるので時々作ります。色々なしんじの紹介をこれからもお願いします。